

藤枝市子育てするなら藤枝推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域内で子育ての知恵や経験を共有する場のない保護者を対象に、子育てしやすい環境づくりを推進するため、妊娠や出産、育児不安の解消につながる事業等を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、妊娠や出産、育児不安の解消につながる事業等とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 妊娠期から出産を経て子育て期にわたる様々な不安の解消につながるセミナーや各種講座、イベント等の実施事業
- (2) 地域子育て支援センター等の子育て支援施設との連携により、施設の認知度や魅力向上につながる事業
- (3) 男性の育児参画の促進につながる事業
- (4) 本市の子育てしやすい環境づくりに幅広く取り組む事業で、子育てするなら藤枝の推進に寄与すると認める事業

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条各号に掲げるいずれかの事業であること。
- (2) 政治活動、宗教活動、特定の公職者（候補者含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対する活動又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動を目的としない事業であること。
- (3) 補助事業に関し、国、県又は市などの他の制度に基づく補助金の交付を受けて実施する事業でないこと。

(補助の対象)

第4条 補助の対象は、出産や育児不安の解消につながる事業等に要する経費のうち、印刷製本費、広報費、消耗品費、通信運搬費、雑役務費、備品費、光熱水費、委託費、謝金、交通費、会場使用料、借料・損料及びその他市長が認める経費とする。

(補助額)

第5条 補助額は、補助の対象経費の2分の1以内で50万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 資金状況調べ(第4号様式。概算払の承認申請をする場合に限り。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 概算払の承認を得ようとする場合には、交付申請の際併せて申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第5号様式)により通知する。

(交付の条件)

第8条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更についてはこの限りではない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が10万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間)内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価10万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は静岡県補助金等交付規則第20条の規定により、知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(変更承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の変更承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて変更承認申請書(第6号様式)を、市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書(第2号様式)

(2) 変更収支予算書(第3号様式)

(3) 変更資金状況調べ(第4号様式。概算払の変更承認を得ようとする場合に限る。)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業の変更承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をするときは、変更承認書(第7号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了をしたときは、補助事業を完了した日から起算して10日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績報告書(第2号様式)

(2) 収支決算書(第3号様式)

(3) 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類等の写し

(4) 実施状況写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 1 1 条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めるときは、補助金交付確定通知書（第 9 号様式）により通知するものとする。

（請求）

第 1 2 条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して 1 4 日を経過した日までに請求書（第 1 0 号様式）を提出しなければならない。

2 市長が、概算払の承認をした場合には、概算払請求書（第 1 0 号様式）により補助金の交付を請求することができる。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第 1 3 条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りではない。
- (2) 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。
- (3) 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前 2 号のいずれかにより減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（第 1 1 号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

（報告等）

第 1 4 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

第1号様式（第6条関係）

藤枝市子育てするなら藤枝推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

藤枝市長

宛

所在地

名称

代表者名

年度において藤枝市子育てするなら藤枝推進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 事業名

(2) 金額 円

2 概算払の承認申請

(1) 時期

(2) 金額 円

(3) 理由

3 添付書類

(1) 事業計画書（第2号様式） (2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 資金状況調べ（概算払の場合）（第4号様式）

(4) その他市長が必要と認める書類

※概算払がない場合は、当該項目を見え消しすること。

第2号様式（第6条、第9条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績報告書）

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の実施主体
- 3 補助対象事業の内容
 - (1) 事業内容

 - (2) 実施時期

 - (3) 備考
- 4 事業の必要性及び効果

- 5 事業実施体制

- 6 事業の検証方法

※事業計画、変更事業計画、事業実績報告の別を見え消しすること。

第3号様式（第6条、第9条、第10条関係）

収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)

収入の部

費目	予算額 (決算額)	備考
計		

支出の部

費目	予算額 (決算額)	備考
計		

※変更収支予算書の場合は、変更前を（ ）で記載すること。

第4号様式（第6条、第9条関係）

資金状況調べ（変更資金状況調べ）

（単位：千円）

区分 月	収 入				支 出			差引残高	備 考
				計			計		
4 月									
5 月									
6 月									
7 月									
8 月									
9 月									
10 月									
11 月									
12 月									
1 月									
2 月									
3 月									
計									

※資金状況調べ、変更資金状況調べの別を見え消しすること。

第 号
年 月 日

様

藤枝市長



藤枝市子育てするなら藤枝推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった 年度藤枝市子育てするなら藤枝推進事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

1 補助金交付決定額 円

2 概算払の承認

(1) 時 期

(2) 金 額 円

3 条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市子育てするなら藤枝推進事業費補助金交付要綱を遵守すること。

年 月 日

藤枝市長

宛

所在地

名称

代表者名

藤枝市子育てするなら藤枝推進事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた藤枝市子育てするなら藤枝推進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 補助金額の変更

- | | |
|---------|---|
| (1) 変更後 | 円 |
| (2) 変更前 | 円 |
| (3) 差引額 | 円 |

4 概算払の変更承認申請

- | | |
|--------|---|
| (1) 時期 | |
| (2) 金額 | 円 |
| (3) 理由 | |

5 添付書類

- (1) 変更事業計画書（第 2 号様式）
- (2) 変更収支予算書（第 3 号様式）
- (3) 変更資金状況調べ（概算払の場合）（第 4 号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

藤枝市長



藤枝市子育てするなら藤枝推進事業計画変更承認書

年 月 日付け申請のあった 年度藤枝市子育てするなら藤枝推進事業計画変更については、次のとおり承認したので通知します。

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

(1)変更前	円
(2)変更後	円
(3)差引額	円

3 概算払の変更承認

(1)時 期	
(2)金 額	円
(3)理 由	

年 月 日

藤枝市長

宛

所在地

名称

代表者名

藤枝市子育てするなら藤枝推進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた
藤枝市子育てするなら藤枝推進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 添付書類

- (1) 事業実績報告書（第 2 号様式）
- (2) 収支決算書（第 3 号様式）
- (3) 補助対象経費に係る確認書類（領収書等の写し）
- (4) 実施状況写真
- (5) その他

第 9 号様式（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

藤枝市長



藤枝市子育てするなら藤枝推進事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した 年度藤枝市子
育てするなら藤枝推進事業費補助金について、次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額 円

2 交付確定額 円

第10号様式（第12条関係）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定・決定を受けた藤枝市子育てするなら藤枝推進事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

藤枝市長 宛

所在地

名称

代表者名

印

振込先

金融機関名（ ）支店名（ ）

口座種別

口座番号

フリガナ

口座名義

※請求書、概算払請求書の別を見え消しすること。

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

藤枝市長

宛

所在地

名称

代表者名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた藤枝市
子育てするなら藤枝推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、
次のとおり報告します。

1 補助金額の確定額

(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円

2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等

金 円

4 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額)

金 円

(注) 参考となる資料を添付してください。